

# 令和7年度 日中上野地区町政懇談会

日時：令和7年11月25日（火）

午後7時～8時

場所：日中上野公民館

1 挨拶 立山町長 舟橋 貴之

2 地区代表者挨拶 日中上野地区 幾島 正一 会長

3 懇談会

(1) 町からのお知らせ

- ・空き家等の対策について【資料1】
- ・上段丘陵の樹木の伐採について【資料2】

(2) 意見交換

4 閉会

立山町における空き家等の対策について

町では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「立山町空家等の適切な管理及び活用に関する条例」並びに「立山町空家等対策計画」を定め、空家等の所有者等に対する助言・指導や勧告、行政代執行による除却などの取り組みを進めています。しかしながら、高齢化や核家族化の進行等により、空き家が増え続けています。

### 空き家放置のリスク

立山町では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「立山町空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

空き家を放置していると、土地の固定資産税が上がる

詳細は右ページ

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。また、法改正により勧告対象が拡大しています。

### 空き家を放置し続けると…

#### 空き家の状態の確認

良い ← 空き家の状態 → 悪い

<p>適切に管理された空き家</p> <p>周囲の状況で認定される場合も</p>	<p>管理不全空き家に認定</p> <p>窓や壁が破損しているなど管理が不十分な状態で、そのまま放置すると特定空き家になる恐れがあるもの</p>	<p>特定空き家に認定</p> <p>1. 著しく安全上危険となるおそれのある状態 2. 著しく衛生上有害となるおそれのある状態 3. 著しく景観を損なっている状態 4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</p>
指導	指導	助言または指導
勧告	勧告	勧告
勧告を無視した場合、改善命令が出され、従わなければ50万円以下の過料が科せられます。		命令
費用は所有者の負担	生命に関わるような緊急性の高い場合には命令等の手続きを経ずに緊急代執行を行う場合もあります。	代執行・緊急代執行

### 管理不全空き家の定義

適切な管理が行われていないことで、そのまま放置すれば、将来、下記の状態となる特定空き等に該当することになるおそれのあると認められる空家等。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく安全上危険となるおそれのある状態。
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

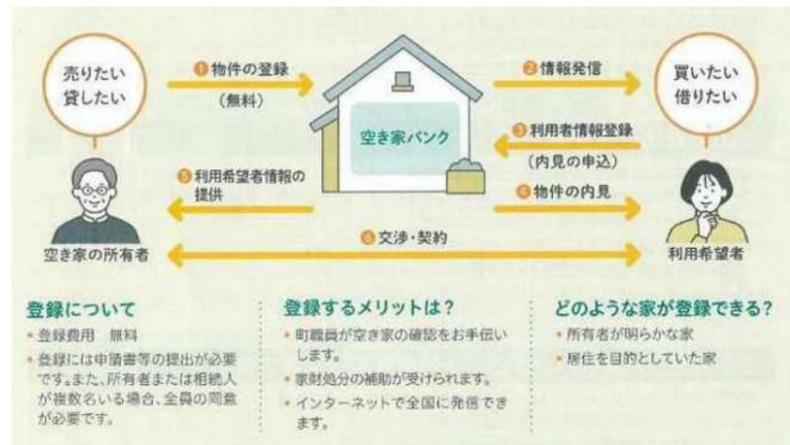
助言・指導に従わず勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例から除外！

土地の固定資産税が上がります!!

★住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

◎空き家バンク制度とは

・空き家の売却や賃借を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は町のホームページ等で掲載し、広く情報発信をします。



お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

★立山町における空家等関連補助金について

◎立山町空き家除却支援事業

・倒壊等危険な空き家の解消や空き家の増加抑制のために、空き家の除却にかかる一部を補助します。

対象者：空き不良住宅、空き建築物の所有者またはその相続人  
内容：除却工事費の1/2(上限額50万円)  
お問い合わせ先：建設課 建築住宅係 ☎076-462-9976

◎立山町定住促進事業

・立山町への移住・定住および地域経済の活性化を促進するため、町内で住宅を取得またはリフォームを行う費用の一部を補助します。

また、空き家バンク登録物件を取得した際に補助金の加算措置があります。  
対象者：町内に新たに住宅を取得・リフォームした世帯  
内容：基本補助額に加えて補助の加算があります。(上限額120万円)  
お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

◎立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業

・町内の空き家の利活用を促進するために、立山町空き家情報バンクに登録し、成約した空き家を対象に、家財の処分にかかる費用の一部を補助します。

対象者：立山町空き家情報バンクに登録された空き家の所有者  
内容：家財処分費用の2/3(上限額20万円)  
お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

# 上段丘陵の樹木の伐採について

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。町では、これを契機に、森林の整備を進めています。

## 上段丘陵の山林について

段丘斜面に細長く連なる山林内は、見通しが悪いうえ、クマをはじめとする鳥獣の移動経路となることが危険視されています。  
そのため、立山町では、野生動物の出没を防止し、より安全で住みやすい環境にすることを旨として、河岸段丘を対象に森林間伐事業を実施しています。



## 伐採整理の詳細

- ▶ 伐採などの作業費は町が負担します。
- ▶ 伐採木の搬出が困難な場合は、安全を確保したうえで山林内に残置します。
- ▶ 伐採木に対する補償は行いません。
- ▶ 山林の境界を現地で確認し、町と同意書を取り交わした方を対象とします。伐採作業は翌年度以降となる場合があります。ご了承ください。



## 伐採整理の例

伐採整理では、下草刈り、枯損木と密集木の伐採、下枝打ちを行い、山林内の見通しを改善します。なお、斜面が崩れないよう、一定量の木は残します。



間伐  
下草刈り  
下枝打ち



## 臨時相談会を開催します

上段丘陵に山林を所有される方で、伐採整理を希望される方は、ぜひご相談ください。

■日時: 令和7年12月8日(月)

■場所: 役場3階 大会議室

時間を分けて個別に相談にお受けします。

必ず事前にご連絡ください。

☎農林課農村環境係 076-462-9974

# 令和7年度 伐採予定地

青枠：今年度伐採予定地

赤枠：伐採後の例



クマ対策にHP、  
アプリを活用しましょう

県内のクマ出没状況をHPで確認  
富山県HPクマ出没地図「クマっぷ」

富山県クマっぷ

検索



クマの出没情報がスマホ通知で届く  
富山県警公式アプリ「とやまポリス」

とやまポリス

検索

